

第27日

令和6年3月19日（火）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

これより追加議案の上程を行います。

市長提案理由説明書（3・4）をお開きください。よろしいでしょうか。

本日、市長から議案8件の送付を受けました。これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。皆様方には連日の御審議、誠にありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、第40号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律が交付されたこと等に伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第41号議案朝倉市教育委員会教育長の任命につきましては、早野展生を朝倉市教育委員会委員長として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

最後に、第42号議案から第47号議案までの朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、朝倉市固定資産評価審査委員会委員に、中尾勝幸、柳重俊、藤野眞奈夫、早川洋子、末次一夫及び草場雅徳を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等頂きますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 第41号議案の説明の中で、朝倉市教育委員会委員長として任命することについてと申し上げましたが、正しくは朝倉市教育委員会教育長として任命することについてでございます。訂正をさせていただきます。

○議長（小島清人君） ほかになければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午前10時4分休憩

---

午前10時5分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書（4）をお開きください。よろしいでしょうか。

お諮りいたします。第42号議案から第47号議案までの6件は関連がありますので一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第42号議案から第47号議案までの6件を一括議題といたします。

議案書（3）をお開きください。

これより、追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第40号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

議案書（4）をお開きください。

次に、第41号議案朝倉市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第42号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから第47号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの6件を一括して議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

委員会付託表をお開きください。

付託区分については、タブレットに掲載の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第41号議案から第47号議案の7件については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。  
常任委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩

---

午前10時30分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査結果報告書をお開きください。

委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第21号議案外5件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 北川清文君登壇）

○総務文教常任委員長（北川清文君） ただいま議題となりました第21号議案外5件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第21号議案朝倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、朝倉市長等の損害賠償責任額の一部免責について定めた当該条例中に引用する法令の一部改正に伴い、規定の整理を行うものです。

条例中に引用する地方自治法及び地方自治法施行令において、公金事務の民間等への委託に関する制度の見直しによる規定の追加が行われたことにより、条ずれが生じたことに対応するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案朝倉市立あまぎ水の文化村条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、あまぎ水の文化村に整備するキャンプ場の運営及び管理のために必要な事項を定めるものです。

現在、水の文化村内の水辺のふれあいゾーンにおいて、車の乗り入れが可能なオートキャンプサイト及び駐車場から徒歩で荷物を運び入れて利用するフリーテントサイトを整備中です。令和6年8月のオープンが予定されています。

これに伴い、従来は自由使用が可能であった水辺のふれあいゾーンの使用を、オートキャンプ場整備後は指定管理者による許可制とし、併せて指定管理者が設定することのできる利用料の範囲を定めます。

あまぎ水の文化村の現在の指定管理者は、公益財団法人あまぎ水の文化村です。

本条例の施行期日は令和6年6月30日です。なお、施行日前における利用申込者に対し、許可行為の必要が生じることが予測されるため、それら準備のための行為については、変更後の条例の交付の日から適用されるよう附則で定めます。

なお、このキャンプ場の運営には、オープンから3年を目安に地域おこし協力隊員を導入する予定であるとのことです。

審査に当たりましては、キャンプ場を整備する水辺のふれあいゾーンが寺内ダム湖畔に位置することから、水遊び中の事故のおそれがあることについて指摘し、対策をたしました。

執行部によりますと、注意喚起の必要性を認識し、具体的な対策について、寺内ダム管理者である水資源機構と協議するとのことでした。

また、キャンプ場のオープン予定が令和6年8月であることについて、夏休み等の集客が見込まれる機会を捉えるため、オープン時期を早められないかとの点についてもたしました。

執行部によりますと、ウォーターパレットを開放してのイベント等、水の文化村の従来の業務繁忙期と重なることもあり、現在は8月末のオープンを目標に進めているが、今後、指定管理者と協議の上、オープンの時期について再検討したいとのことでした。

本委員会としましては、キャンプ場整備の取組を、水の文化村の魅力さをさらに高める新たなチャレンジとして評価するとともに、市が推進する水をテーマとしたまちづくりの一環であることを認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案朝倉市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、消防団員の定数及び出動に伴う手当を見直すものです。

改正の内容は、まず消防団員の定数を、現行の979人から784人に変更するものです。

改正前の朝倉市消防団員の条例定数979人は、平成18年の合併時における各地域の定数を合算したもので、令和5年4月の団員実数713人と比較し、実態に即さないものとなっています。

見直しの経緯としましては、市から各分団に対し、地元コミュニティ、消防委員、消防団員OB会等との協議を踏まえ、その経過及び結果を報告するよう要請し、2年以上の検討・協議を経て、各分団からの最終報告の合計数を定数としたものです。

次に、従来、費用弁償として支払われていた出動手当を出動報酬に変更し、報酬額を変更するものです。改正前は、出動内容に関わらず、1回当たり1,800円、半日を超える訓練等の場合で3,600円であったものを、改正後は、災害に関する出動で日額8,000円、警戒、訓練等の出動で日額4,000円とします。いずれも、4時間未満の出動の場合、その半額となります。

この金額は、国の予備自衛官の報酬、民間の最低賃金等を参考に設定するものです。休日・夜間を問わず発生する災害出動については、事前の予測や終了時刻の見込みが立てられず、また、危険を伴う活動であることに鑑み、警戒、訓練等の出動より高い報酬となっています。

審査に当たりましては、出動報酬の支給方法についてただしました。執行部によりますと、分団への支給ではなく、団員個人の口座への振込となるとのことです。

また、本改正の根拠である、令和3年度に国が取りまとめた「消防団員の処遇等に関する検討会 最終報告書」が示す「消防団員に支払うべき標準的な額」について、実際に従事する活動の危険性等を十分に反映した金額であるかとの点についてもただしました。執行部によりますと、当該報告書は最新の社会状況に基づくものではなく、今後のさらなる改正も見込まれるところではあるが、従来、自治体ごとに異なっていた消防団員の処遇について、国の示す基準を根拠に見直しを行うことで、本改正が消防団員の処遇改善の始めの一歩になると捉えているとのことです。

本委員会としましては、定数の変更について、各分団で地元の意見を取り入れながら熟慮された結果であることを認め、また報酬改正については、消防団員の担い手確保に向けての施策である点に鑑み、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第30号議案朝倉市自家用有償旅客運送条例の制定についてです。

本件は、高木地区住民の公共交通の確保のため、市が道路運送法に基づく自家用有償旅客運送を実施する上で必要な事項等を定めるものです。

本条例の制定に至った経緯として、まず、平成29年7月九州北部豪雨で甚大な被害を受けた高木地区において、公共交通利用者が大幅に減少したことから、将来にわたり持続可能な交通の確保のための検討が令和4年度に開始されました。

その後、高木コミュニティと市との協議の結果、現在、高木地区で運用中のあいのりタクシー黒川線とあいのりスクールバスを見直し、コミュニティが主体的に関わる形での自家用有償旅客運送を行うことが決定されました。

これにより、商業施設や病院のある市街地への直通運行が実現し、地区住民の移動の利便性が向上します。

運行形態は、予約の入った便のみを運行し、高木地区内では自宅付近までの送迎、目的地である甘木及び杷木市街地の一部区間では、運行路線上であれば、バス停以外の施設、店舗等の最寄りの地点でも乗り降りができるフリー乗降制とします。

運行本数及び運行日は、まず、佐田地区においては甘木市街地への直通路線を、行き1便、帰り2便の計3便運行します。運行日は、毎週木曜日です。

次に、黒川地区においては、甘木市街地と杷木市街地への直通2コースを、行き1便、帰り2便の計3便運行します。運行日は、隔週水曜日です。

いずれも、乗車の1週間前から前日までに、高木コミュニティセンターに電話予約をす

ることで乗車が可能となります。

運賃は、高木地区内並びに高木地区から十文寺及び高木地区から杷木市街地までの区間を300円とし、高木地区から甘木市街地までの区間を400円とします。なお、小学生及び障がい者等を半額、小学校就学前の者及び障がい者等を介護し、または介助する者は無料とします。

審査に当たりましては、運行業務を委託するコミュニティ推薦の運転手について、満たすべき要件等を定めているかたまたましました。執行部によりますと、所定の講習の受講を条件とし、年齢の上限を75歳としているとのことです。

また、電話以外の手段でも予約を受け付けるのかとの点についてもたまたましました。執行部によりますと、現行のあいりスクールバス及びあいりタクシーの利用者の予約手段として利用されているのが電話のみであることを考慮し、現在のところ、電話以外の手段での受付は考えていないとのことです。

本委員会としましては、本件は災害後の地域公共交通の在り方について、地元との協議の上で決定されたものであることから、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第31号議案辺地に係る総合整備計画の変更について（佐田辺地）及び第32号議案辺地に係る総合整備計画の変更について（黒川辺地）については、関連がありますので一括して報告いたします。

本件は、佐田辺地及び黒川辺地に係る総合整備計画の変更に当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会に議決を求められているものです。

辺地とは、交通条件等に恵まれていない山間地等で、政令で定める一定の要件に該当する地域を指し、辺地に係る総合整備計画を策定した市町村は、その計画に基づく公共施設等の整備事業の財源に辺地対策事業債を充当することができます。

辺地債の事業費への充当率は100%で、後年度の元利償還金の80%が、普通交付税の基準財政需要額に算入されます。両計画の変更理由は、令和5年梅雨前線豪雨災害での対応を優先したことにより、計画に掲げる事項に着手できず、期間内の工事終了が困難になったこと等によるもので、変更の内容は、佐田・黒川両辺地における計画期間の延長及び黒川辺地における事業費の増額です。

まず、佐田辺地における市道整備事業計画の変更についてです。

5年に1度の橋梁点検において補修が必要と判定された一級河川佐田川に架かる市道口ノ原線口ノ原橋の修繕工事について、変更前は令和5年度の1年間であった計画期間を、変更後は令和5年度から令和6年度までの2年間とするものです。

概算事業費は1,780万円で、財源充当予定額は、社会資本整備総合交付金880万円及び辺地債900万円です。

次に、黒川辺地における道路改良事業計画の変更についてです。

経年劣化等により舗装が損傷した市道黒松線ほか4路線の補修工事について、変更前は令和5年度から令和6年度までの2年間であった計画期間を、変更後は令和5年度から令和8年度までの4年間とし、併せて概算事業費を変更前の3,389万2,000円から4,690万9,000円に増額するものです。うち、辺地債の財源充当予定額は4,670万円です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第21号議案朝倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案朝倉市立あまぎ水の文化村条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は議案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案朝倉市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案朝倉市自家用有償旅客運送条例の制定についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案辺地に係る総合整備計画の変更について（佐田辺地）を議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案辺地に係る総合整備計画の変更について（黒川辺地）を議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第5号議案外15件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 仲山 寛君登壇）

○環境民生常任委員長（仲山 寛君） ただいま議題となりました第5号議案外15件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、第5号議案令和6年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてです。

本特別会計は、地域改善対策事業の一環として、住宅の新築や改修、宅地を取得するための資金の貸付け事業を実施されていたもので、現在は、償還率向上を図ることを目的とした事務を行っています。

なお、起債償還につきましては、令和5年度で終了しています。

予算総額を573万4,000円で編成するもので、昨年度と比較し約13%、85万9,000円の減となっています。

これは、滞納件数37件のうち、令和5年度に2件が完納見込みであること、また、退職に伴い毎月の償還金額を減額したことなどにより、貸付金元利収入を減額の見込みとしたためです。

基金の状況につきましては、437万6,000円の積立てを行う見込みであり、令和6年度末現在高見込額は9,076万2,000円です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてです。

本特別会計は、事業勘定と直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されています。

まず、事業勘定については、予算総額を70億2,026万6,000円で編成するもので、昨年度と比較しマイナス1.4%、1億262万1,000円の減となっています。

令和6年度の被保険者数の年間平均見込みは1万760人で、少子高齢化、社会保険の適用拡大から近年は減少傾向が続いています。被保険者の内訳においては、医療費が高くなる傾向がある65歳以上が半数近くを占めています。

1人当たり医療費については、令和4年度では47万7,769円となっており、令和3年度と比較し1万3,350円増加しています。県内でも医療費水準が高い位置にあるため、重症化や長期化する前の予防対策を含め啓発活動を強化し、医療費適正化への取組を進めていきます。

県に納める国保事業費納付金の総額は、被保険者数の減少により、昨年度より5,342万円の減額となっていますが、1人当たりの納付金額では増加傾向にあり、総額は約17億

5,587万7,000円となっています。

令和6年度の国民健康保険税率については、令和5年度から据え置きとしています。

基金の状況につきましては、利子積立て2,000円を行い、令和6年度末現在高見込額は1億3,963万7,000円です。

次に、直営診療施設勘定については、予算総額を4億4,000万1,000円で編成するもので、昨年度と比較し43.1%、1億3,258万8,000円の増となっています。

歳入では、診療費として2億6,950万円を計上しています。また、診療所施設整備の財源として、1億6,830万円の過疎対策事業債を借り入れます。

歳出では、施設整備事業費として1億6,940万円を計上しています。診療所実施設計業務委託料、造成工事、建て替え用地購入費等の費用です。

基金の状況については、基金利子6,000円を積み立てる一方、59万5,000円を施設整備事業に充てるため、令和6年度末現在高見込額は3億216万7,000円です。

審査に当たりましては、朝倉診療所の建て替えの進捗状況についてただしました。執行部によりますと、現在、測量や基本設計を進めており、事業認定申請について県と調整を行っているとのことです。令和6年度では、県の事業認定後に用地取得・造成、実施設計を行い、令和7年度での工事着手を予定しているとのことです。

審査に当たりましては、用地取得の見通しについてもただしました。執行部によりますと、地権者との協議等について順調に行っているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案令和6年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

予算総額を11億5,129万円を編成するもので、昨年度と比較し9.1%、9,612万7,000円の増となっています。

令和6年度の被保険者数の見込みは1万215人で、団塊の世代が75歳になる期間であり、昨年度より3.9%、386人の増加を見込んでいます。

歳入では、保険料収入が被保険者数の増加及び保険料率の改定により8.9%、6,764万4,000円増の8億2,980万3,000円となっています。

歳出では、広域連合への納付金が9.3%、9,379万8,000円増の11億622万7,000円となっています。

後期高齢者の1人当たり医療費は、令和4年度において県平均117万円に対し、朝倉市は120万円であり、県内で高いほうから数えて11番目という状況です。県全体の医療費総額が高くなると、保険料も増額になっていく状況にあります。

保険料については、後期高齢者の負担割合が令和6年度より12.67%に見直されます。また、出産育児一時金に係る支援金等も開始されます。医療費の適正化について、広域連合と連携して取組を行っています。

審査に当たりましては、1人当たりの医療費が高くなっている要因についてただしました。執行部によりますと、要因の一つとして、入院が医療費を押し上げているとのことです。令和3年度では骨折、肺炎、脳梗塞による入院が多かったとのことです。また、外来では糖尿病、高血圧、不整脈での受診が多かったとのことです。

本委員会としましては、医療費適正化への取組や保健事業と介護予防の一体的な取組を要望し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、第8号議案ですが、介護保険料について第25号議案が関連するため、先に第25号議案を報告します。

第25号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定め、及び介護保険法施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

主な改正内容は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画において、介護保険料の多段階化及び基準額を見直すものです。

保険料の設定に当たっては、被保険者の負担能力に応じた、より細かな段階設定が可能となっています。

国は所得区分を13段階に設定しましたが、朝倉市では14段階に設定しています。これは、国が示す第6段階の所得基準を、朝倉市ではさらに2段階に分けたためです。

基準となる第5段階の保険料は、これまで月額6,000円でしたが、2,000円減の5,800円とします。また、第1段階から第3段階については、公費投入により、低所得者の保険料軽減措置を行います。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案令和6年度朝倉市介護保険特別会計予算についてです。

予算総額を60億4,328万3,000円で編成するもので、昨年度と比較しマイナス2%、1億2,251万2,000円の減となっています。

先ほど、第25号議案で報告しましたが、計画期間を令和6年度から令和8年度までとする第9期介護保険事業計画の1年目となります。

要介護認定者数については、令和5年12月31日現在で3,208人、前年同月と比較して32人減少しています。

歳出においては、保険給付費の合計額は55億6,698万6,000円を計上しており、昨年度と比較しマイナス2.2%、1億2,235万8,000円の減となっています。

令和4年度での実績が減少していたこと、また、令和5年度実績見込額の大幅な増額がないこと等が要因です。

介護保険適正化事業の報告では、令和3年度と令和4年度で比較すると、保険給付費が高くなる要介護3から5の認定者数が減少しています。要介護1・2からの重度化を抑制

できていると考えられます。

基金の状況については、預金利子17万6,000円を積み立てる一方、財源調整として4,392万4,000円の取り崩しにより、令和6年度末現在高見込額が8億2,273万1,000円です。

審査に当たりましては、要介護3から5の認定者数が減少したのは、認定審査の基準が厳しくなったからではないのかという点についてただしましたが、執行部によりますと認定審査の基準は変わっていないとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案令和5年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

事業勘定の歳入歳出、それぞれ3,867万1,000円を追加し、予算総額を71億6,271万1,000円とします。

また、直営診療施設勘定では、歳入歳出それぞれ2,324万円を追加し、予算総額を3億3,065万3,000円とするものです。

事業勘定に関する主な内容については、被保険者数の減や所得減等により、保険料収入を3,198万4,000円減額します。

繰入金では、出産育児一時金等繰入金について、出産件数の減により1,000万円減額する一方で、国民健康保険税軽減世帯割合の増加により、財政安定化支援事業費繰入金を2,944万2,000円増額します。

歳出では、出産件数の減により、出産育児一時金を1,500万円減額します。

財政調整基金では、3,436万7,000円を積み立てます。

診療施設勘定では、繰越明許費1,410万円を計上します。

朝倉診療所施設整備事業における開発申請測量設計等業務委託について、令和5年度の豪雨災害の影響もあり、調査や関係機関との協議に時間がかかっているため、委託期間の延長が必要となったものです。

また、過疎対策事業債の限度額を1,270万円に引き上げます。

財政調整基金では、前年度繰越金2,324万円を積み立てます。

審査に当たりましては、出産育児一時金が減額となった要因についてただしました。執行部によりますと、令和4年度では40件の実績があったものの、令和5年度では20件程度となっているとのことでした。対象となる国民健康保険の被保険者数の減少が原因の一つとして考えられるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案令和5年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出それぞれ610万4,000円を減額し、予算総額を10億4,905万9,000円とするものです。

主な内容について、歳入では実績に基づき、保険料総額を3,250万5,000円減額します。繰越金では3,159万3,000円増額します。これは、前年度の出納閉鎖期間中に納められた保険料に当たり、翌年度に精算する仕組みです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金と保険料負担金が確定したことに伴い、726万1,000円減額します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第20号議案朝倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、多機能端末機を用いて移動端末設備に記録された利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付が行えるよう、条例の一部改正を行うものです。

改正内容は、コンビニエンスストア等に設置しているマルチコピー機を利用して印鑑登録証明書の交付を受ける際、従来のマイナンバーカードに加えて、スマートフォンに記録された利用者証明用電子証明書を利用する際の交付申請が可能となるものです。

スマートフォン用の電子証明書は、マイナーポータルからの申請が必要ですが、現段階でiPhoneなど、一部対応していない機種もあります。

施行日は、令和6年4月1日です。

審査に当たりましては、セキュリティ対策についてたどしました。執行部によりますと、電子証明書機能を利用するためには暗証番号が必要であること、またスマートフォンそのものにロック機能を設定することで、2段階のセキュリティ対策になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準を参酌するものと規定されています。今回、その参酌する基準の一部が改正されたことに伴い規定の整備を行うものです。

主な改正内容については、1点目は、保育所等の施設の重要事項について、これまでの書面による掲示に加え、インターネットを利用して公開することを義務づけるものです。

2点目は、利用者への通知やお便り等について、紙での配付に加え、電子媒体についてはCD-ROMなど記録媒体を限定していましたが、今回の改正で記録媒体の種類を限定しないようにするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件の放課後児童健全育成事業とは、学童保育所運営事業のことです。今回、学童保育所の支援員の資格要件について国の実施要綱が緩和されたこと、並びに支援員の確保が難しくなった状況に鑑み、資格要件を緩和するものです。

支援員の資格要件としては、都道府県が実施する認定資格研修を終了している必要がありますが、これまで国の実施要綱では、経過措置として、令和5年3月31日までに研修の終了予定者であれば、支援員としてみなすことができるとされていました。

この経過措置について、新たな実施要綱に基づき、「職員の研修期間を定めた上で放課後児童支援員としての業務に従事することになってから2年以内に当該研修を終了することを予定している者」に変更するものです。

施行日は令和6年4月1日です。

審査に当たりましては、認定資格研修を受講するための要件についてただしました。執行部によりますと、研修受講のためには2年以上の実務経験が必須とのことでした。ただし、保育士や小学校教諭、社会福祉士などの資格保有者は実務経験は不要とのことでした。

審査に当たりましては、国からの新たな実施要綱が、令和5年4月12日付で通知されていたものが、今回での条例改正となった理由についてもただしました。

執行部によりますと、現在、支援員の資格を保有している職員は、全職員のうち5割を超え、安定した運営がなされていますが、今後、支援員の高齢化により退職者が増え、支援員の確保が難しくなることが明らかとなったため、運営の安定化を目的に資格要件を緩和したいとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第35号議案から第39号議案の5件についてです。

この5件については、共通する改正理由を先に報告いたします。また、主な改正内容についても共通するものがあるため、報告の順番については、要介護に関する第36号議案、第39号議案、要支援に関する第37号議案、第38号議案、最後に第35号議案の順に報告いたします。

まず、改正理由につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、各条例に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整備、手数料の見直しを行うものです。

それでは、第36号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

地域密着型介護サービスとは、要介護1から5の方が受けることができるサービスで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護などがあります。

主な改正内容は、1点目に重要事項のウェブサイトへの掲載です。

事業所の運営規定の概要等の重要事項について、書面での掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものです。

2点目に、身体的拘束等の適切な取扱いです。

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急でやむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合の記録を義務づけるものです。

3点目に、管理者の兼務範囲の明確化です。

施設管理者の兼務範囲を同一敷地内に設置する他の事業所、施設でなくても兼務を可能とするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第39号議案朝倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

居宅介護支援とは、要介護1から5の人のケアプランを作成する事業所に関するものです。

主な改正内容は、第36号議案での改正内容に加え、介護支援専門員1人当たりの取扱件数を現行の40人未満から45人未満とします。なお、事業所がケアプランデータ連携システムを利用し、かつ事務職員を配置している場合は、現行の45人未満から50人未満とします。また、一定の条件を設けた上で、テレビ電話等を活用したモニタリングを行うことを可能とします。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第37号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

地域密着型介護予防サービスとは、要支援1・2の方が受けることができるサービスで、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護などがあります。

主な改正内容は、第36号議案での改正内容3点と共通です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第38号議案朝倉市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

介護予防支援とは、要支援1・2の人のケアプランを作成する事業所に関するものです。

主な改正内容は、第36号議案での重要事項のウェブサイトへの掲載、身体的拘束等の適切な取扱いの2点が共通し、テレビ電話等を活用したモニタリングについては、第39号議案と共通します。

今回の改正による居宅介護支援事業者が介護予防支援を行うことが可能となったため、新たに従事者の員数、管理者及び利用料の事業について規定します。

次に、第35号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてです。

主な改正内容は、居宅介護支援事業者が居宅介護支援と介護予防支援の指定を同時に申請する場合は、介護予防支援の審査手数料を徴収しないこととするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第40号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が交付されたこと等に伴い、規定の整理を行い、交付の日から施行するものです。

主な改正内容は、令和6年能登半島地震に係る個人住民税の特例措置を設けるものです。

具体的には、令和6年能登半島地震で住宅・家財等の資産に損害が生じた場合、令和6年度分の個人住民税において雑損控除の適用を受けることができるとするものです。

今回の地震の発災日が1月1日であるため、本来であれば令和7年度分の個人住民税において雑損控除の適用となります。しかし、令和5年分の所得税及び令和6年分の個人住民税への影響が大きいことから、地方税法の一部を改正する法律が令和6年2月21日に交付され、同日から施行されたことにより、朝倉市においても条例改正を行うものです。

審査に当たりましては、朝倉市ではどのような場合に特例措置が該当するのかということについてただしました。執行部によりますと、朝倉市在住の方で被災地に住宅等を所有している場合に適用できるとのことです。

また、被災者が令和6年1月1日現在で朝倉市在住となる場合にも該当しますが、今後、被災地から朝倉市に移住される方にも対応できるよう条例改正を行うとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。6番、徳永秀俊環境民生常任副委員長。

○環境民生常任副委員長（徳永秀俊君） 第9期の介護保険事業計画の説明の中で、基準となる第5段階の保険料は、これまで月額6,000円でしたが、2,000円減の5,800円と申しあげましたけれども、200円減の5,800円と訂正をさせていただきます。以上です。

○議長（小島清人君） ほかになければ、以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） ここで、時間が1時間経過しますので、暫時休憩を取らせていただきます。午前11時40分再開ということで、よろしくお願ひします。

午前11時28分休憩

---

午前11時40分再開

○議長（小島清人君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第5号議案令和6年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案令和6年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案令和6年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案令和5年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案令和5年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案朝倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案朝倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第9号議案外12件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 加藤正二君登壇）

○建設経済常任委員長（加藤正二君） ただいま議題となりました第9号議案外12件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告します。

まず、第9号議案令和6年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてです。

業務の予定量は、年間総給水量547万5,000立方メートル、1日平均給水量は1万5,000立方メートルです。

本会計予算のうち収益的収入及び支出について、収入はキンビールからの水道使用量等として1億7,102万2,000円、支出は両筑平野用水施設の管理費負担金及びダム使用権に係る無形固定資産減価償却費等により1億4,228万円となっています。

資本的収入及び支出について、収入はなく、支出は企業債償還金で2,686万1,000円となります。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は2億7,192万円になるとのことです。

審査に当たりまして、資本的支出である企業債償還金に減債積立金を充てることが適切かどうかについてただしました。執行部によりますと、減債積立金は企業債の償還に充てるために積立てを行っているものであるため、問題ないとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案令和6年度朝倉市水道事業会計予算についてです。

給水戸数は1万1,100戸、年間総給水量278万4,000立方メートル、1日の平均給水量は7,627立方メートルを予定しています。

本会計予算のうち収益的収入及び支出については、収入を6億3,028万8,000円、支出を6億4,208万7,000円で編成するものです。

資本的収入及び支出については、収入を3億6,415万4,000円、支出を4億6,825万7,000円で編成するものです。

主要な建設改良事業として、道路改良に伴う配水管布設工事や杷木地域の河川改良工事に伴う配水管布設替工事のほか、県南広域水道企業団受水施設送水ポンプインバーター更新工事を行います。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は8億9,277万4,000円になるとのことです。

審査に当たりまして、キャッシュフロー計算書より水道事業の経営が苦しくなってくるが見受けられたため、水道事業の今後の見通しについてただしました。執行部によりますと、今後の計画の一つとして、県南水道企業団からの受水を全量受水として、施設の更新時期が来ている持丸浄水場を停止することで、更新工事の繰延べを行い、経費の削減をしていくとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案令和6年度朝倉市簡易水道事業会計予算についてです。

給水戸数は35戸、年間総給水量8,760立方メートル、1日の平均給水量は24立方メートルを予定しています。

本会計予算のうち収益的収入及び支出については、それぞれ536万2,000円で編成するものです。

また、資本的収入及び支出については、計上はありません。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は33万2,000円になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

次に、第12号議案令和6年度朝倉市下水道事業会計予算についてです。

水洗化人口は3万5,528人、年間総処理水量405万6,749立方メートル、1日の平均処理水量は1万1,992立方メートルを予定しています。

収益的収入及び支出については、収入を24億1,075万3,000円、支出を21億7,951万5,000円で編成するものです。

資本的収入及び支出については、収入を18億2,605万1,000円、支出を27億1,508万3,000円で編成するものです。

建設改良工事費の主なものは、工事請負費、詳細設計業務委託費、職員給与費等です。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は1億2,648万7,000円になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案令和5年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）についてです。

収益的収入について、令和5年7月豪雨に伴う水道料金減免により給水収益を340万円減額補正し、その損失補填として一般会計からの繰入金339万9,000円を増額補正するものです。

収益的支出について、1点目に、事業費の確定に伴う消費税の調整により、325万5,000円を増額補正するものです。2点目に、災害復旧工事において、関係部署との調整に伴い工事が不要となったため、390万円を減額補正するものです。

資本的収入について、工事費の減額に伴う企業債及び県からの補償費の減により、5,700万円を減額補正するものです。

資本的支出について、市道来春・一木線の配水管布設工事等が道路改良工事の遅延により次年度に実施となったことにより、5,940万円を減額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第17号議案令和5年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第3号）についてです。

流域下水道事業の処理施設における不明水対策工事の実施時期を延期したことに伴う負担金の減額により、収益的収入及び支出をそれぞれ1,102万6,000円減額補正するものです。

資本的収入について、国庫補助事業の前倒し補正予算に伴う事業費の増額により、企業債1億5,340万円を減額補正、国庫補助金3,011万5,000円を増額補正するものです。

資本的支出について、令和5年度工事費が確定したこと等により、1億3,180万円を減額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案令和5年度朝倉市工業用水道事業会計における建設改良積立金の目的外使用についてです。

本件は、令和5年度朝倉市工業用水道事業会計における建設改良積立金を、その目的以外の使途に使用することについて議会の議決を求められているものです。

具体的には、設備投資などの建設改良の補填財源として使途が限定されている建設改良積立金7億9,676万3,215円を、今後、長期にわたって設備投資の予定がないことから、使途が限定されない未処分利益剰余金に振り替えるものです。

審査に当たりまして、使途が限定されない未処分利益剰余金に振替を行うことの正当性についてただしました。執行部によりますと、1点目に、令和2年度に全ての管の更新工事を行っており、耐用年数が40年から50年ほどあるため、今後大規模な施設への投資はないということ、2点目に、未処分利益剰余金は使途が限定されていないため、設備投資が必要であれば建設改良積立金に振り替えることも可能であり、より利益の有効活用ができるということです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第19号議案令和5年度朝倉市水道事業会計における建設改良積立金の目的外使用についてです。

本件は、第18号議案と同様に、令和5年度朝倉市水道事業会計における建設改良積立金を、その目的以外の使途に使用することについて議会の議決を求められているものです。

具体的には、設備投資等の建設改良の補填財源として使途が限定されている建設改良積立金15億6,620万4,102円を、使途が限定されない未処分利益剰余金に振り替えるものです。

その理由として、水道事業における建設改良費については、企業債や補助金等を財源としており、建設改良積立金を必要としていないためです。

審査に当たりまして、第18号議案と同じく、使途が限定されない未処分利益剰余金に振り替えを行うことの正当性についてただしました。執行部によりますと、水道事業における建設改良費は企業債、負担金、補助金を充てており、建設改良積立金を企業債の償還等に使用することで、利益の有効利用が図られるということです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い規定の整理を行うため、条例の制定をしようとするものです。

具体的には、1点目に、同法を引用している第6条第2項第8号のイにおいて、現行の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の第10条第1項は「接近禁止命令」及び「退去等命令」を指していますが、改正後の法第10条第1項は「接近禁止命令」

のみを指すことになるため、「退去等命令」の根拠となる改正後の法第10条の2の引用を加えること、2点目に、法第10条第1項と法第10条の2の両方が法第28条の2において準用されていることを明確にするために、「これらの規定を」の文言を加えるものです。

本委員会としましては、配偶者からの暴力等を容認しない社会の実現ということを踏まえて、この規定の整理が行われていることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案朝倉市水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い規定の整備を行うため、条例の制定をしようとするものです。

具体的には、1点目に、地方自治法を引用している第6条において条ずれが生じたため、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めます。2点目に、経営規模について定めている、別表第1の経営規模における給水人口において、計画給水人口に統一するため、簡易水道事業における給水人口「86人」を「200人」に改めます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案朝倉市水道給水条例及び朝倉市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてです。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、水道法の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行うため、この条例を制定しようとするものです。

具体的には、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されるため、条項中の語句、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。

次に、第33号議案工事委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更についてです。

これまでの経過としまして、まず平成29年7月九州北部豪雨により被災した普通河川奈良ヶ谷川の災害復旧工事については、平成30年9月議会において承認を受け、福岡県と26億8,874万4,000円で工事委託協定を締結し、その後、令和3年3月議会で承認を受け、協定額を20億8,493万円に変更しておりました。

今年度が復旧工事の最終年度となるため、工種及び数量を精査した結果、協定額を20億5,681万4,200円に減額する必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

本委員会としましては、図面等を確認し問題がないため、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第34号議案市道路線の認定についてです。

柿添8号線、延長82.9メートル、幅員6メートルから10.2メートル、柿添9号線、延長

82メートル、幅員6メートルから10.2メートル、鬼迫5号線、延長28.3メートル、幅員6メートルから16メートル、大添6号線、延長50.9メートル、幅員6メートルから16メートルです。

当4路線は、朝倉市土地開発指導要綱に基づく開発行為により整備された道路施設として移管を受けたため、市道の認定を行うものです。

委員会では現地調査を行い、延長や幅員等が認定基準に合致することなどを確認し、また宅地分譲地の造成などを含む道路の整備について詳細な説明を受け、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、以上で建設経済常任委員長長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 加藤正二君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第9号議案令和6年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案令和6年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案令和6年度朝倉市簡易水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案令和6年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案令和5年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案令和5年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第18号議案令和5年度朝倉市工業用水道事業会計における建設改良積立金の目的外使用についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案令和5年度朝倉市水道事業会計における建設改良積立金の目的外使用についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案朝倉市水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案朝倉市水道給水条例及び朝倉市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第33号議案工事委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

時間が12時を過ぎておりますので、ここで暫時休憩を取らせていただきたいと思います。13時25分再開ということによりまして。

午後零時22分休憩

---

午後1時25分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第4号議案を議題とし、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（鹿毛哲也君） ただいま議題となりました第4号議案令和6年度朝倉市一般会計予算について、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔にご報告いたします。

令和6年度一般会計予算の当初予算規模は、令和5年度の当初予算額より、33億3,000万円増の、434億6,000万円となっています。

このうち災害関連経費は、令和5年7月豪雨での被災により、令和5年度より約23億6,600万円増の約85億円、平成29年災などの災害関連経費を除いた通常分は、昨年度を超え朝倉市での過去最大の予算規模になっています。

歳入のうち市税については、個人市民税の現年課税分において、定額減税の実施による減収が見込まれるものの、減税相当分については地方特例交付金によって補てんされるということです。また、ふるさと応援寄附金については、昨年度と同様20億円が計上されています。

委員会では、この予算編成が市民の要求や期待に十分応え得るものであるか、決算審査等の質疑や意見をもとに将来の財政状況分析がなされているかなど、様々な視点から慎重に審査し、活発な質疑応答がなされました。

平成29年7月九州北部豪雨における農業用施設災害復旧事業について、発災から6年を経過し、事業の進捗状況をただしたところ、災害復旧事業は原則発災年度から3年で復旧する定めがあるものの、平成29年災が農地のほか道路や河川等に甚大な被害が及び、国・県・市道の道路復旧等が完了しないと農地等の復旧事業に着手できない箇所が多く、特例として延期が認められているということです。また、令和6年度の完了を目指していたものの、令和5年7月豪雨で再度被災した箇所については、さらに時間を要するということです。

看護人材確保事業実施における周知方法については、地域の医療機関に事業の説明を行い、各医療機関が職員募集の際に、朝倉市内に就職するメリットとして周知をすることです。また、人材が不足している中、今後高齢者の医療費の増が見込まれています。看護人材が都市部に流れやすいという報告もあり、事業に取り組むことは重要であることから、重点分野として推進していくということです。

医療的ケア児保育支援事業については、対応できる人数をただしたところ、保護者からの入所希望を受けた保育園は、子どもの医療費、医療的ケアに対応できる看護師等を確保できるかが肝要であり、保育園が対応可能と判断すれば、市も積極的に予算措置をすることです。また、保育が必要な子どもに必要な支援を行うことで、安心して子どもを産み育てられる社会の実現を目指すとともに、事業の周知についても、さらなる情報発信を

行っていくとのことことです。

e-Sports地域交流事業については、少子高齢化が進み、人と人とのつながりが重要になる中、子どもから高齢者の方まで楽しめるe-Sportsを推進することで、世代間、地域間の交流を図るということ です。令和6年度はモデルコミュニティを選定し、体験会を通して理解促進に努め、さらには交流大会の開催も計画されています。今後は地域のDXも進む中、各コミュニティや関係部署と連携し、運用等に係る課題を解決していくとともに、市民に広く情報発信できる方法を検討することのことです。

委員会としましては、詳細な説明を受け、職員が一丸となって朝倉市が抱える様々な課題に取り組み、安全、安心で誰もが住みやすく活気のある朝倉市を実現されることを期待し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査中において、事業内容説明書には過去の実績等の記載がなく、予算ベースでの活動計画や成果目標による説明のみであるため、実績の記載もしくは補足説明が出されると、より審査がしやすいのではないかという意見がありました。この課題につきましては、今後検討していただくよう申し添えます。

以上が、本委員会の審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、以上で予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（予算審査特別委員長 鹿毛哲也君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第4号議案令和6年度朝倉市一般会計予算についてを議案とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案の審議を行います。議案書をお開きください。よろしいでしょうか。

それでは、第13号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第9号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

議案書（4）をお開きください。よろしいでしょうか。

それでは、第41号議案朝倉市教育委員会教育長の任命についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第42号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから第47号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの6件を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

これより、第42号議案から第47号議案までの6件を一括して採決いたします。

第42号議案から第47号議案までの6件は、原案のとおり全て同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第42号議案から第47号議案までの6件は、原案のとおり全て同意されました。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第2回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後1時36分閉会